-四月十五日第三種郵便物認可金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

## 昭和29年3月30日

県 公

◇ 告示 目

次

土地の公用廃止土地改良事業計画の変更の認可土地改良事業計画の変更の認可土地改良区の役員就任届

,国民健康保險法に基く条例の変更認可母樹及び母樹林の指定解除 使用内用藥等の購入価格の 一部改正

, (八)

制定認可

土地改良事業計画の縱覽

土地改良区の設立認可

◇選管告示 電子 政党、協会を 町村の廃遺分合 協会その他の団体の收支に関する

鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布

則

規

する。

昭和二十九年三月三十日

尾 愛

鳥取県知事

鳥取県規則第十三号

垣

治

十八号)の一部を次のように改正する。 鳥取県牧入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三 鳥取県牧入証紙規則の一部を改正する規則

別表第一の二の帆を次のように改める。

(十五) 麻藥取締法第十一条に基く 別表第一の三の(十四)の次に次の一号を加える。

麻藥卸売業者の免許手数料

麻薬小売業者、麻薬施用者又は麻薬管理者免許

麻薬研究者の免許手数料

免許証の再交付手数料

中 松

聟太郎

壽 靜

美

第2501号

悔

原

雄

置

賢太郎

7

14

この規則は、 昭和二十九年四月一日から施行する。

> 根 田

賴 利

男

数津 馬場

本

新

喜代治

雲山 古市

秀

吉

行德

田 田 中 Ш Ш 前

賀 中

信 君 勝 八百造

雄雄次武

吉成 富安

的場

行

田

村 木 小

次

岩美郡米里村大字東大路

大字西大路

下

田 上 下 山

尾

愛

宿

宝木村水尻土地改良区 口

Ш

温藏

鳥取市雲山 岩美郡米里村大字美和

気高郡宝木村大字奧沢見

良 国

田

就任した旨届出があつた。 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条 鳥取県告示第百三十七号 大口堰土地改良区 理 昭和二十九年三月三十日 千代西尾 谷 西 事 村 口 鳥取県知事 繁太郎 令 泰 章 藏 示 西 鳥取市国安

藏田 Ñ

1

円通寺

理

条第一項の規定により、土地改良区の土地改良事業計画

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八

鳥取県告示第百三十八号

気高郡宝木村大字與沢見

火曜日 鳥 取 県 公 報

理

社村古用賴土地改良区

森

本

義

政

"

市

の変更について、次のように認可した。 昭和二十九年三月三十日

土地改良区の名称 鳥取県知事 昭和二十九年三月二十三日 西

認

可

年 愛

月

日

尾

治

用瀨町別府土地改良区 成実村土地改良区

智頭町上市場土地改良区

次の土地は、 昭和二十九年三月三十日 公用を廃止する。 鳥取県告示第百三十九号

昭和29年3月30日

重 定

順

本 谷 本 谷 本

兼

吉 藏 吉

木

小 池 小 池 秋 池

虎 蔵 正之助

安

市夫

八頭郡社村大字古用瀬

監

鳥取県知事

岩美郡網代村字大網代 旭 一八番/ 尾 --;

愛 治

番

村

末

4

頭

郡社村大字古用瀨

第2501号

鳥一〇二号

鳥一〇三号

鳥一

〇一号

母樹 林

檜杉

八頭

八

東

三山

口

アソ

ゥ

二六三

つて公示された藥価基準によることに改正し、昭和二十 価格の一部を、昭和二十九年厚生省告示第二十一号をも

七

九年二月一日から適用する。

公示した使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入 昭和二十八年十一月鳥取県告示第四百九十三号をもつて 規定により、 林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項 鳥取県告示第百四十一号 昭和二十九年三月三十日 次の母樹及び母樹林の指定を解除する。 鳥取県知事 西 尾 愛 治

Ø

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

耆

<b>"</b>	"	"	"	母樹	母母 <b>樹</b> 林樹 別
<i>II II</i>	黑赤 松松	檜	<i>"</i>	赤松	樹種
一七	二四	=	九	六	本数
"	東 伯	日野	西伯	東伯	郡
灘手	栄	溝口	逢坂	三朝	町 所 村
谷	亀谷	莊	下市	今泉	字在
東鳥ヶ尾	柿谷山	小谷	林ノ峯	大谷	字一地地
五三四	九 七 九	<u>M</u>	二八五	七九一	地
明里栄壽	池本登市	長田彌一郎	野田 薫蔵	山田 利雄	所 有

昭和29年3月30日

鳥

鳥

Ŧi.

号

鳥 鳥

 $\equiv$ 

号 号 鳥

登

錄

番

号

17

1.1

 $\overline{\circ}$ 六八 四二 

若桜

若桜

宮ノ元 八幡段

檜

杉檜

智頭

眞鹿野 吉川 茗荷谷

> 上古居 尾出見

二六九

吉川

神社

谷口

茂仙

半田 梅ノ木 北谷

九六六 八〇〇 五九三

庸雄

0

Ξ 安住

仏

寺

五九〇

一七九

三朝

門前 奥本 穴鴨 今泉 由良宿 妻波

上ノ山 三仏寺 岡谷 寺田 中大山

ヲヲソ

二〇三九

一九六

松井 斉尾 本

0=-

彦治 正人

今泉 幸能鶴神社 輝雄

七七三五四

阿蘇谷神社

六三四

**実**取

神社

若桜

神社

三四三ノー

木島

可惠

五号

赤松

倉吉

三江

下上ノ

火曜日 鳥 取 県 公 報

鳥一〇四号 一〇六号 一〇五号 〇七号

○八号

赤黑 松松

----74

五 九三

由良

一三号

四号

由良

昭和29年3月30日

一号

〇 号

〇九号

7 昭	]和29年3月30日	火曜日 鳥 取 リ	果 公 報	第2501号
昭和二十九年三月三十日に基く条例変更を認可した。	(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定国民健康保險を行つている衣の町に対し国民健康保險法島取県告示第百四十五号	つ国 和二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	に基く条例変更を認可した。(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定国民健康保險を行つている次の市に対し国民健康保險法島取県告示第百四十四号	鳥一三一号
東伯郡赤碕町昭和二十九年三月一日	明和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四和二十九年三月三十日の四十十日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	条列制定を忍可した。十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く国民健康保險を行う次の町に対し国民健康保險法(昭和鳥取県告示第百四十六号	八頭郡郡家町 昭和二十九年三月一日つている町 一 認可年月日 一 国民健康保険を行 一 認可年月日	の 東鳥ケ尾 五三四 の 東鳥ケ尾 五三一 の 乗鳥ケ尾 五三一 の のりまる おんしゅう おんしゅう かんしゅう おんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんりょう しゅうしゅう かんりょう しゅうしゅう かんり かんり こうしゅう しゅうしゅう しゅう

BP	3和2	9年3	月30	D <sub>日</sub>	火曜日	鳥	取勇	ŧ 1	公 報		第	2501	号	6
鳥一三〇号	鳥一二九号	鳥一二八号	鳥一二七号	鳥一二六号	鳥一二五号	鳥一二四号	鳥一二三号	鳥一二三号	鳥一二一号	鳥一二〇号	鳥一一九号	鳥一一八号	鳥一一七号	鳥一一六号
,"	"	"	"	"	"	. "	"	"	"	"	y	"	"	"
IJ	<i>"</i>	#	赤松	黑赤松松	檜赤 松	", "	檜杉	赤松	黑赤 松松	#	<b>#</b>	杉	槍杉	"
=	Ξ	五.		一三 一九	_ О <i>Т</i> і.	一八	元二	0	provide morale mand whereat	- O	Fi.	六	七三	四二
"	"	"	"	東 伯				"	東 伯	"	"	"	野	
· #	"	<b>"</b>	. "	難手	'n	"	倉吉	"	栄	# #	日野上	根雨	溝口	"
"	"	"	別所	尾原	<b>"</b> " .	. "	志津	"	亀谷	: <i>y</i> /	宮内	津地	莊	"
クジラ山	鎌田口	粥松谷	クジラ山	イギス峯	山内	宮の前	伊賀松上	岩坪谷平	柿谷山	嘉谷田ノ上	馬場筋ノ上	井ノ奥ケ市	赤岩ノ下	尾崎
ガ〇七	六四九	だ 九	オージー	六七一	せせ	八 〇 一八 〇 二 〇 二 〇 〇	八 八八 三八 五 四	九五六	九九 八七 〇九	一〇六三	三三六	四四	二 一 九	八八八八八
,	"	吉田 穰藏	吉田庄太郎	瀬尾喜代藏	小林 章人		小林正隆	"	池本 登市	西樂福神社	東樂福神社	安井神社	莊神社	"

第2501号

113, 3

· All

别

表

申

請 所

人

氏

名

土地改良区の名称

認

可

年

月

日

住

倉吉市

東伯郡泊村大字小浜

賀須井 中井

直外十四人

泊村小浜〃

良藏外十四人

**倉吉市小鴨土地改良区** 

昭和二十九年三月十五日

第2501号 国民健康保險を行う次の町村に対し国民健康保險法(昭 8

鳥取県告示第百四十七号

和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基 、条例制定を認可した。

昭和二十九年三月三十日

東伯郡東伯町 西伯郡日吉津村 国民健康保險を行う町村 鳥取県知事 西

尾

認可年月日

邓 二月一日昭和二十九年一月一日

治

鳥取県告示第百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第 おり認可した。 一項の規定により、 土地改良区の設立について別表のと

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事

尾

愛

治

西

事に申し立てること。

土地改良事業を行うことについての認可の申請がそれぞ

事業計画を変更するための、江北土地改良区から新たな

条第一項の規定により、北条川土地改良区から土地改良

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八

鳥取県告示第百四十九号

鳥取県告示第百五十号

県営で北条用排水改良事業を行うため、 和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定 土地改良法(昭

により、 土地改良事業計画を定めた。 よつて次のように

縦覽に供する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾

愛

治

縦覽に供すべき書類の名称

県営北条用排水改良事業計画書

縱覽期間

昭和二十九年三月三十一日から同年四月十

九日まで

縦覽の場所

=

倉吉市役所

東伯郡下北条村役場

9

四

異議の申立

昭和29年3月30日

Ξ

縦覽の場所

東伯郡下北条村役場

中北条村〃

昭和二十九年三月三十一日から同年四月十九日まで

縱覽の期間

火曜日

縦覽に供すべき書類の名称

鳥取県知事

西

尾

愛

治

土地改良事業計画書の写

鳥 取 県 公

ように縦覽に供する。

昭和二十九年三月三十日

を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次の れあつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ

17

るときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知

議があるときは、縱覽期間滿了後十日までに書面をも 利害関係人において当該土地改良事業計画に対して異

つて知事に申し立てること。

第2501号

10

異議の申立

大誠村

気高郡青谷町大字青谷

瑞穗村大字下坂本

第2501号

西鄉村大字本鹿

下田

郡家町大字大坪

長壽

+

Щ

大坪

湖山町 吉成

木下

竹藏

外十四人

湖山町沖代〃

中山

岩美郡東村大字陸上

寺谷万壽治

鳥取市吉岡温泉町

植谷

正昇

請

土地改良法(昭和二十四年法律第百 一項の規定により、土地改良区の設立について、

昭和二十九年三月三十 H

西

尾

鳥取果知事

外十四人 外十四 A 鳥取市吉岡温泉町 + 地 吉成〃 改 良 区 土地改良区 Ø 名 称 昭和二十 認 田

外二十人 外十四人 外十七人 外十六人 外十四人 国分寺" 湯山〃 岡益清水〃 本庄村高山新井 東村陸上〃

字倍野村大字国分寺

莊吉

大字岡紅

木村 横河 山本

仲壽

福部村

本庄村大字高山

岸本

靜雄

壽三

散岐村山上,

八頭郡散岐村大字山上

田

V

100

1 6

猪藏 淳一 清房 外十四人 十四人 千四人

蔭平,

西鄉村上井手

大字小河內

漆原 田中 谷口 木下 上田 村脇正之助 德明 二男 博嘉 外十四人 外十四人 外十四人

> 瑞穗村大井手 青谷町長尾

倉吉市和田 /

高倉

沢山長太郎 留治 貴一 外十四 外十九人 十四人 十九 人 大誠村。 小路田井 栄村宮谷用

" 水

德本

東伯郡栄村大字亀谷

杉野

倉吉市和田

外十五 外十五 外十五. 外十四 人 Λ 人人 三朝町本泉〃 米子市三保向 羽合町橋津 中谷〃 米原 /

重治 辰己

11 昭和29年3月30日 火曜日 鳥 取 県 公 報

三朝町大字本泉

山崎

羽合町大字橋津

岩本

大誠村大字原 八橋町大字八橋

小子市河崎

両三柳

戸田 保永

吉久

大高村岡成 法勝寺村鴨落合 富益村往來西

西伯郡大高村大字岡成

頂

忠義

法勝寺村落合

田村 長谷 岩本

広明

富益村

足立

:jr

1

九年三月二十六

H

年 月 H

愛 治

九十五号)第十条第 次のと

おり認可した。

鳥取県告示第百五十一号

第2501号 12

日野郡江府町大字武庫

井田 前谷 青木

IE 壽

外十四人

大国村大字絹屋 所子村大字国信

繁次

外 十 八 八 人

亮

日光村大字大河原

亀田

八郎

日光村下大河原 ---

大国村第 新六〃

所子村国 信